

災害時要援護者登録制度が始まります

災害が発生したとき、避難所へ避難することが困難で、家族などの支援が十分に受けられず地域の方の支援を必要とする人（災害時要援護者）の登録制度を設けます。登録された人の情報は自治会長などの地域の皆さんにお知らせし、ふだんからの見守りと災害時の避難支援体制を整備していただきます。

登録を希望する人は、個人情報や地域の皆さんに提供されることに同意のうえ、申請してください。

災害時要援護者登録制度とは・・・

災害の発生直後は、交通・通信網や行政機能は混乱し、絶対的な人手不足になることが予想されます。災害時要援護者の避難支援は、地域支援者（隣近所に住んでいて、支援していただける人）や自主防災組織、自治会、民生委員児童委員など地域の方による助け合いが基本となります。

この制度への登録を希望する人は、地域支援者を自ら見つけていただき、登録申請書を提出してください。地域支援者を見つけることが困難な場合は、民生委員児童委員や自治会長にご相談ください。

市は登録申請書を元に登録台帳を作成し、その副本を災害時要援護者の地区の自治会長や民生委員児童委員等へ提供して、地域の皆さんにより災害時の避難誘導や平常時の見守りなどの支援を行っていただけるよう要請します。

災害時要援護者とは・・・

具体的には、在宅で生活する次のような人を対象者としています。

介護保険の要介護認定者およびこれに準ずる人

心身障害者

65歳以上の一人暮らしおよびこれに準ずる世帯の人

～ 以外で、避難所への避難等に地域の方の支援が必要な人

地域支援者とは・・・

災害時要援護者に対するふだんからの見守りや、災害が発生しそうなときや発生したときに、災害に関する情報を伝えたり一緒に避難したりすることを心がけていただく人です。決して責任を伴うものではありません。ふだんからよい近所付き合いを心がけ、できる範囲で支援してください。

登録された人は・・・

登録したからといって、必ず助けていただけるというものではありません。災害時には助けてくれると思っている近所のみならず、どのような事情が発生しているかもわかりません。自分の身は自分で守るという心がけをいつも持ちましょう。

申請の方法

登録申請書は、福祉総務課・各支所市民サービス課の窓口に備え付けています。登録を希望する人は、登録申請書を記入後、各窓口に提出してください。なお、各窓口まで来られない人は、各地区の民生委員児童委員や自治会長にご相談ください。

提出期限

原則として7月31日(火)までに提出してください。ただし、提出期限後も随時受け付けします。

| 登録内容記入欄 | |
|---------|------|
| 氏名 | 性別 |
| 住所 | 電話番号 |
| 年齢 | 職業 |
| 障害の有無 | その他 |

